



## 人事異動



開発建設部長に  
よし なが きよ と  
**吉永清人**氏が就任

佐賀県出身 51歳

佐藤孝夫 前開発建設部長の転任に伴い、平成19年10月16日付で開発建設部長に吉永清人氏が就任した。

昭和54年九州大学工学部土木工学科卒業、昭和53年国家公務員採用上級甲種(土木)試験合格、昭和54年運輸省入省、平成12年日本鉄道建設公団盛岡支社工事第二部長、平成14年川崎市交通局技監、平成16年国土交通省関東地方整備局東京空港整備事務所長を歴任後現在に至る。

## 11月は下請取引適正化推進月間です。

親事業者と下請事業者との取引(下請取引)については、「下請代金支払遅延等防止法」や「下請中小企業振興法」による振興基準において、親事業者(発注者)の義務や禁止行為などのルールが定められています。国では、定期的の下請取引の実態を調査するなど、下請取引適正化のための指導を行っています。

## 下請代金支払遅延等防止法

## 【親事業者の義務】

- 取引条件等を記載した注文書の交付
- 下請取引に関する事項を記載した書類の作成と保存
- 下請代金の支払期日を定めること
- 遅延利息の支払

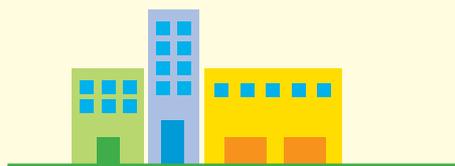
## 【親事業者の禁止行為】

- 受領拒否
- 下請代金の支払遅延
- 下請代金の減額
- 返品
- 買ったたき
- 物の購入強制・役務の利用強制
- 報復措置
- 有償支給原材料等の対価の早期決済
- 割引困難な手形の交付
- 不当な経済上の利益の提供要請
- 不当な給付内容の変更・やり直し

## 下請中小企業振興法

## 【振興基準】

- 下請事業者の生産性の向上及び製品若しくは情報成果物の品質若しくは性能又は役務の品質の改善
- 親事業者の発注分野の明確化及び発注方法の改善
- 下請事業者の施設又は設備の導入、技術の向上及び事業の共同化
- 対価の決定の方法、納品の検査の方法その他取引条件の改善
- 下請事業者の連携の推進



平成19年度下請取引適正化推進月間キャンペーン標語

# その価格、十分話し合っていますか

—なくそう買ったたき、進めよう下請取引適正化—

11月は下請取引適正化推進月間です。この期間内には、全国各地において下請取引適正化推進講習会(参加費無料)を開催するほか、全国の公正取引委員会の地方事務所等や経済産業局で、下請取引に関する相談等にも応じています。詳しくは以下の連絡先にお問い合わせください。

総務部公正取引室  
経済産業部中小企業課

TEL 098-863-2243  
TEL 098-862-1452